

計画における重点事項

男女共同参画の推進にあたって、最近の男女共同参画に関する動向やこれまでの市の取組をふまえて、次の3つを第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの重点事項とします。

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくるために、また、個々の企業などが多様な人材を生かし、活力ある社会を築くためにも、仕事と生活の調和を可能にすることが大切です。

しかしながら、子育て期にある男性が長時間労働により生活時間の確保が難しい状況にあり、その一方で、家事・子育て、介護、地域活動などの多くを女性が担い、希望する形で働くことが困難となっています。

男女がともに自分らしい生き方を選択し、人生の各段階に応じて、仕事と子育て、介護、地域活動、自己啓発などが両立できる社会の実現に向けた支援をより一層推進していきます。

② 女性のチャレンジ支援

女性の就業率は向上し、様々な分野で活躍する女性が増えています。出産・子育てや介護の負担により就業を中断する女性はまだまだ少なくありません。そのため、女性の再就職や起業支援、就業を継続するための「再チャレンジ」支援を行っていきます。

また、就業だけでなく、政策・方針決定過程に参画して活躍することを目指す「上へのチャレンジ」や研究者・技術者など、従来女性が少なかった分野に新たに活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」に向けた支援にも力を入れて、NPO・団体活動なども含め、様々な分野における女性のチャレンジを支援していきます。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的な問題があり、男女共同参画社会の実現に向けて、女性に対する暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力については、市民意識調査において、女性の5人に1人が身体に対する暴力の被害経験があることが分かりました。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の一部が改正され、自治体における一層の取組が求められています。

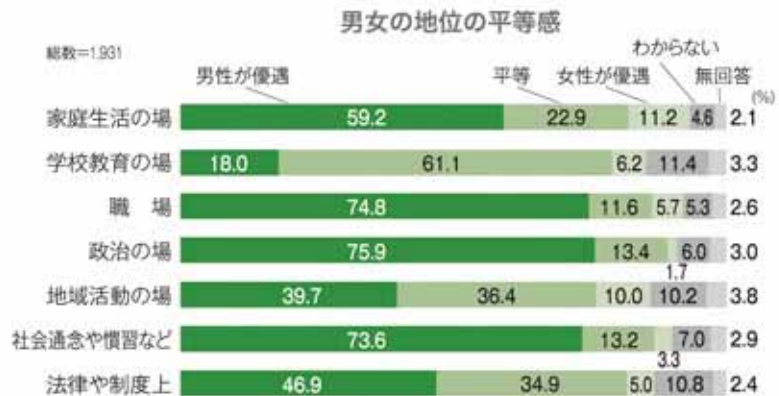
女性に対する暴力防止のための啓発事業を実施するとともに、各関係機関と連携を緊密にして、被害者の自立に向けた継続的な支援を行い、女性に対する暴力のないまちづくりを推進していきます。

計画の期間

第2次プランの期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、5年後に必要な見直しを行います。

I 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことが、男女共同参画のまちづくりを進めていくうえで、最も重要なことです。



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

施策の方向

- ① 人権尊重・男女平等意識の啓発
- ② 男女平等教育の推進
- ③ メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

II 女性に対する暴力のないまちづくり

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女の人権の尊重と、暴力を容認しないことを徹底するための啓発事業を実施し、女性に対する暴力のないまちづくりを推進します。

施策の方向

- ① 性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶 **重点3**
- ② ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援 **重点3**
- ③ セクシュアル・ハラスメント防止の徹底

配偶者等からの被害経験



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

III 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行が、依然として根強く残っており、男女の個人としての活動の選択に少なからず影響を与えています。

施策の方向

- ① 職場・学校・地域・家庭における慣行の見直し
- ② 男女共同参画に関する法制度の周知

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

IV 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場でともに参画し、意見が平等に反映されることが重要です。

女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

施策の方向

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点2**
- ② 政策・方針決定過程の透明性の確保
- ③ 男女共同参画に向けた人材発掘・育成

V 家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり

男女がともに社会のあらゆる活動に参画し、個人の能力を発揮していくためには、人生の各段階に応じて、仕事と子育て、介護、地域活動、自己啓発などを両立し、各々が自分らしい生き方を選択できる社会の実現が不可欠です。

施策の方向

- ① 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備 **重点1**
- ② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ③ 充実した高齢期の実現
- ④ 男女がともに取り組む地域活動の促進

仕事と家庭の両立のために必要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

VI 男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことが重要です。働くことは生活の経済的基盤をつくるものであるとともに、自己実現につながるものであり、性別にとらわれることなく個人が活躍できる男女共同参画社会の実現にとって、重要な意味を持っています。

施策の方向

- ① 働く場における男女の均等待遇の促進
- ② 安心して働くことができる環境の整備
- ③ 女性の経済的自立とチャレンジ支援 **重点2**

職場における男女の地位の平等感



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

IV 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場でともに参画し、意見が平等に反映されることが重要です。

女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

施策の方向

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点2**
- ② 政策・方針決定過程の透明性の確保
- ③ 男女共同参画に向けた人材発掘・育成

V 家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり

男女がともに社会のあらゆる活動に参画し、個人の能力を発揮していくためには、人生の各段階に応じて、仕事と子育て、介護、地域活動、自己啓発などを両立し、各々が自分らしい生き方を選択できる社会の実現が不可欠です。

施策の方向

- ① 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備 **重点1**
- ② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ③ 充実した高齢期の実現
- ④ 男女がともに取り組む地域活動の促進

仕事と家庭の両立のために必要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

VI 男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことが重要です。働くことは生活の経済的基盤をつくるものであるとともに、自己実現につながるものであり、性別にとらわれることなく個人が活躍できる男女共同参画社会の実現にとって、重要な意味を持っています。

施策の方向

- ① 働く場における男女の均等待遇の促進
- ② 安心して働くことができる環境の整備
- ③ 女性の経済的自立とチャレンジ支援 **重点2**

職場における男女の地位の平等感



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

計画における数値目標

第2次プランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、次の39項目について数値目標を設定しました。

推進事業	指標項目	
	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)
男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座年間開催数	
	35回(H20年度)	56回(H25年度)
	講座・講演会等参加者数累計	
	6,254人(H19年度)	8,000人(H25年度)
家庭教育、子育てセミナーの実施	生涯学習総合センターの講座の参加者数累計	
	20,000人(H19年度)	25,000人(H25年度)
教職員の意識づくりと研修の充実	校内人権教育研修会講演会の開催校数	
	158校(H19年度)	165校(H25年度)
男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画推進講座開催数	
	11講座(H19年度)	15講座(H25年度)
防犯に関する情報の提供	「さいたま市あんしんメール」登録者数	
	16,890人(H19年度末)	25,000人(H25年度末)
地域における自主防犯活動の促進	防犯活動助成金交付団体数	
	423団体(H19年度末)	600団体(H25年度末)
街路灯の設置及び維持管理	道路照明灯数	
	79,876灯(H19年度末)	88,200灯(H25年度末)
子ども虐待ハイリスク妊産婦地域支援事業	ハイリスクフォロー率	
	95%(H19年度末)	100%(H25年度末)
審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	
	35.4%(H20年8月)	40.0%(H25年度末)
	女性がいない審議会の数	
	16件(H20年8月)	0件(H25年度末)
女性スポーツ指導者の育成	女性の体育指導委員数	
	97人(H20年度末)	123人(H25年度末)
事業所内保育施設推進事業	事業所内保育施設数	
	1か所(H20年度末)	16か所(H25年度末)
育児・介護休業取得の促進	男性職員の育児休業取得率	
	3.0%(H19年度)	5.0%(H21年度)
労働時間短縮の啓発	時間外勤務360時間/年以上の職員比率	
	13.6%(H19年度)	0%(H21年度)
子育て情報の提供	子育てWEBアクセス数	
	24万件/年(H19年度)	30万件/年(H25年度)
	子育てWEB会員登録数	
	630件(H20年7月)	1,000件(H25年度末)
子育て支援拠点施設整備・運営事業	単独型施設数	
	7か所(H20年度末)	10か所(H25年度末)
	保育所併設型施設数	
	38か所(H20年度末)	48か所(H25年度末)
ファミリー・サポート・センターの充実	会員登録数	
	3,272人(H19年度末)	3,800人(H25年度末)

推進事業	指標項目	
	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)
低年齢児童保育と病児保育の拡充	病児保育実施施設数	
	3か所(H20年度末)	10か所(H25年度末)
市認定保育室の充実	認定こども園施設数	
	1か所(H20年度末)	11か所(H25年度末)
	預かり保育実施園数	
	70園(H20年度末)	市内全私立保育園(H25年度末)
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ施設数	
	147か所(H20年度末)	190か所(H25年度末)
	放課後児童クラブ受入児童数	
	6,403人(H20年度末)	7,500人(H25年度末)
生きがい活動事業の充実	講座受講者数累計	
	50,000人(H19年度末)	60,000人(H25年度末)
シルバーバンクの充実	登録者数	
	200人(H20年度末)	1,500人(H25年度末)
認知症高齢者総合支援事業	認知症サポーター活性化養成講座受講者数	
	5,022人(H20年度)	9,350人(H21年度末)
介護保険関連施設等の整備促進	施設の定員	
	5,309人(H20年度末)	7,214人(H25年度末)
高齢者地域ケア・ネットワーク構築	ネットワーク構築地区数	
	12地区(H20年度末)	47地区(H25年度末)
NPO・ボランティア等の活動への参加促進	市民活動サポートセンター利用登録団体数	
	371団体(H19年度末)	900団体(H25年度末)
自主防災活動の推進	自主防災組織結成率	
	83.3%(H20年11月末)	90%(H24年度末)
交通バリアフリーの推進	鉄道駅エレベーター設置率	
	改札外 76% 改札内 74% (H20年度末)	100% (H25年度末)
早期起業家教育事業の実施	公募型事業に対する応募者数累計	
	430人(H20年度末)	1,000人(H25年度末)
起業家支援事業	インキュベーション施設からの起業数累計	
	5社(H20年度末)	25社(H21~25年度)
乳がん・子宮がん検診等の実施	市が実施する乳がん・子宮がん検診の受診者の割合	
	乳がん 13% 子宮がん 15.8% (H19年度)	乳がん 15%以上 子宮がん 20%以上 (H22年度)
妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊婦健診受診率	
	94%(H19年度末)	99%(H25年度末)
	各種乳幼児健診受診率の平均	
	90%(H19年度末)	95%以上(H25年度末)
団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進センター利用者数	
	15,000人(H20年度)	20,000人(H25年度)



発行 さいたま市 市民局 生活文化部 男女共生推進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 TEL 048-829-1231 (直通)

環境にやさしい再生紙を使用しています。

